

国立大学法人九州大学シンボルロゴ等に関する規程


令和 5 年度 九大 規程 第 1 1 7 号  
 制 定：令和 6 年 3 月 2 9 日

(目的)


第 1 条 この規程は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）のシンボル及びロゴタイプ（以下「シンボルロゴ等」という。）並びにユニバーシティ・アイデンティティカラー（以下「UI カラー」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本学の大学としての一貫したアイデンティティを確立するとともに、国内外における知名度の向上及び信頼性の向上をはかり、もって本学の国内外における競争力の強化に寄与することを目的とする。

(制式)

第 2 条 本学のシンボルの制式は、次のとおりとする。

図	商標登録番号
	第 4840352 号

2 本学のシンボル（グッズ用）の制式は、次のとおりとする。

図	商標登録番号
	第 4851505 号 第 4891947 号 第 4897038 号 第 5301307 号 第 5354665 号

3 ロゴタイプの制式は、次のとおりとする。

区分	図
和文	<b>九州大学</b>
英文	<b>KYUSHU UNIVERSITY</b>

4 第 1 項に規定するシンボルと、本学の名称を組み合わせる場合は、相互の調和を保つため、前項に規定するロゴタイプを用いるものとする。

5 第 2 項に規定するシンボル（グッズ用）は、単独で用いることとし、第 3 項に規定するロゴタイプとの組み合わせは行わないものとする。

(UI カラー)

第 3 条 UI カラーは次の表のとおりとし、本学において「九大ワインレッド」と呼称するものとする。

印刷物	印刷基本 4 色掛け合わせ	C35 / M100 / Y50 / K35
ディスプレイ装置	RGB	R133 / G2 / B62

(色彩)

第4条 シンボルロゴ等の色彩は、シンボルを九大ワインレッドとし、ロゴタイプを黒色とすることを基本とする。ただし、単色印刷を行う場合など、シンボル及びロゴタイプいずれも単色での表示が必要なときは、黒色、九大ワインレッド、その他の色彩を使用することができる。

(シンボルロゴ等の寸法割合及び組み合わせ)

第5条 シンボルロゴ等の寸法割合及び組み合わせについては、原則として、別図のとおりとし、縦横比の変更は行わないものとする。

(使用者)

第6条 シンボルロゴ等を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の役員、職員又は学生（以下「職員等」という。）
- (2) 本学の同窓会又は後援会
- (3) その他広報本部長が認めた者又は団体

(使用範囲)

第7条 シンボルロゴ等の使用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本学が交付する学位記、賞状及び各種証明書
- (2) 職員等が業務において使用する便箋及び封筒
- (3) 本学の看板、旗、垂れ幕、インタビューボード等の物品及び公用車
- (4) 職員等が本学の研究教育活動で使用する文書
- (5) 職員等が本学の広報活動で使用する印刷物
- (6) その他広報本部長が認めたもの

2 前項第6号に規定する使用範囲には、原則として、営利目的は含まないものとする。ただし、本学が特に認めた場合については、この限りでない。

(使用手続)

第8条 職員等がシンボルロゴ等を使用する場合は、別に定める様式により、事前に広報本部長に申請し、許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員等が、前条第1項第1号から第5号までに規定する使用範囲において、第5条の規定に即して使用する場合は、手続を要しないものとする。

3 前条第2項ただし書きに規定する場合における手続は、九州大学商標取扱規程（平成25年度九大規程第42号）第6条に定めるところによる。

(学外者の利用)

第9条 職員等以外の者がシンボルロゴ等の使用を希望する場合は、別に定める様式により、事前に広報本部長に申請し、許可を得なければならない。

2 広報本部長は、前項の申請に対し、別に定める許可基準を満たすと認めるときは、これを許可するものとする。

(第三者使用の禁止)

第10条 前条の規定に基づきシンボルロゴ等の使用を許可された者は、第三者にシンボルロゴ等を使用させてはならない。ただし、本学の同意がある場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第11条 シンボルロゴ等の使用に当たっては、この規程及び本学が別に定めるマニュアルを遵守するとともに、品位と尊厳を保持しなければならない。

(使用の停止等)

第12条 シンボルロゴ等の使用目的又は使用方法が別に定める許可基準により適当でないとき認められるときは、広報本部長は当該使用者に対し、使用の許可の取消しその他の必要な措置をとることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、シンボルロゴ等及びUIカラーに関し必要な事項は、広報本部長が別に定める。

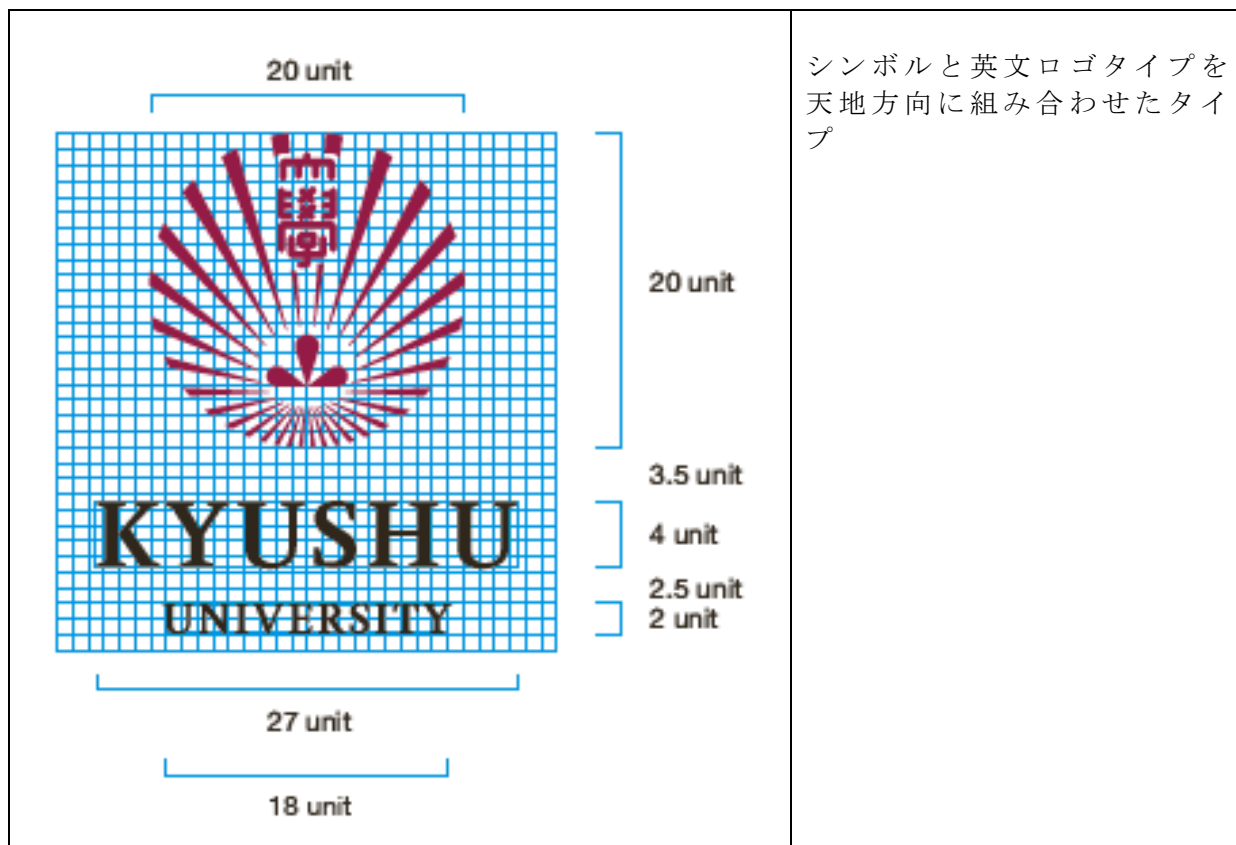
附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別図 シンボルロゴ等の組み合わせ

別図 1. 垂直方向の組み合わせ

<p>1 unit</p> <p>20 unit</p> <p>20 unit</p> <p>3 unit</p> <p>7 unit</p> <p>2 unit</p> <p>2 unit</p> <p>32 unit</p> <p>30 unit</p>	<p>シンボルと和文ロゴタイプ、および英文ロゴタイプを天地方向に組み合わせたタイプ</p>
<p>20 unit</p> <p>20 unit</p> <p>4 unit</p> <p>7 unit</p> <p>32 unit</p>	<p>シンボルと和文ロゴタイプを天地方向に組み合わせたタイプ</p>



シンボルと英文ロゴタイプを  
天地方向に組み合わせたタイ  
プ

別図 2. 水平方向の組み合わせ

 <p>20 unit    4 unit    52 unit</p> <p>11 unit</p> <p>2 unit</p> <p>50 unit</p>	<p>シンボルと和文ロゴタイプ、および英文ロゴタイプを水平方向に組み合わせたタイプ</p>
 <p>20 unit    6 unit    55 unit</p> <p>12 unit</p>	<p>シンボルと和文ロゴタイプを水平方向に組み合わせたタイプ</p>
 <p>20 unit    8 unit    73 unit</p> <p>8 unit</p>	<p>シンボルと英文ロゴタイプを水平方向に一段で組み合わせたタイプ</p>
 <p>20 unit    4 unit    52 unit</p> <p>2 unit</p> <p>8 unit</p> <p>2 unit</p>	<p>シンボルと英文ロゴタイプを水平方向に二段で組み合わせたタイプ</p>